

除害施設の申請

NO	届出事由（根拠条項）	届出の名称	届出内容	届出時期
1		排水設備等工事計画(変更)申請書	1. 付近の見取図 方位、道路および目標となる地物 2. 平面図 (1)敷地の境界線、敷地内の建築物および除害施設の位置、排水箇所、排水設備その他これらに類するものの位置および縮尺、 (2)排水管渠の位置、大きさ、勾配および延長、(3)柵その他の附属設備の位置、大きさおよび区別 3. 縦断面図 土かぶり、地盤高、管底高および追加距離	
2	除害施設を新設、増設、改築または変更しようとするとき (市下水道条例第5条)	除害施設設置計画	1. 付近の見取図 方位、道路および目標となる地物 2. 平面図 (1)敷地の境界線、敷地内の建築物および除害施設の位置、排水箇所、排水設備その他これらに類するものの位置および縮尺、(2)排水管渠の位置、大きさ、勾配および延長、(3)柵その他の附属設備の位置、大きさおよび区別 3. 生産工程図 生産工程ごとの使用原材料の量、使用薬品量、用水源の種類および水量 4. 除害施設設置計画書 (1)除害施設の種類、能力、構造、処理方法、(2)汚水等の処理系統、(3)除害施設の使用時間、(4)排水処理用薬品等の1日の使用量、(5)汚水等の集水、導水方法、(6)処理前後の水量および水質、(7)処理による発生汚泥等の種類および生成量、(8)残渣の処理方法、(9)公共下水道への排除方法、(10)その他必要な事項	工事着手の60日以上前

除害施設の申請

NO	届出事由（根拠条項）	届出の名称	届出内容	届出時期
3	排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのない変更をしようとするとき （市下水道条例第5条第2項）	排水設備等変更（軽微）届出書	(1)屋内の排水管に固着する洗面器、水洗便所のタンクおよび便所の大きさ、構造ならびに位置の変更 (2)防臭装置、ゴミよけ装置等の附帯装置で確認を受けたときの能力を低下させない変更 (3)その他特に軽微な変更または工事で、市長が認めたもの	変更を実施する前
4	除害施設の新設、増設、改築工事が完了した場合 （市下水道条例第6条）	排水設備等工事完了届出書	1. 付近の見取図 2. 平面図 3. 生産工程図 4. 除害施設設置計画書	工事を完了した日から5日以内
5	除害施設管理責任者を選任する際に必要な資格を有する者がいない場合 （市下水道条例施行規則第8条第3項）	除害施設管理責任者特認申請書	届出内容等	-
6	除害施設等管理責任者を変更するとき （市下水道条例第11条第3項）	除害施設等管理責任者選任（変更）届出書	届出内容等	変更のあった日から5日以内
7	除害施設を新設し、除害施設管理責任者を選任した場合 （市下水道条例第11条第2項）	除害施設等管理責任者選任（変更）届出書	届出内容等	除害施設設置から14日以内に選任し、選任した日から5日以内に届出する
8	水質の測定結果を保存 （市下水道条例施行規則第12条(3)）	除害施設等水質測定記録表	除害施設等から公共下水道に排除される下水の水質の測定結果を5年間保存	-